



平成 25 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス
 代 表 者 名 代表取締役 CEO 石 井 武
 (コード番号：3672 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取締役 CFO 兼 竜石堂 潤一
 財務・経理部長
 (TEL. 03-4577-6701)

定款の一部変更並びに社外取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 7 月 5 日（金）開催予定の臨時株主総会に定款の一部変更並びに社外取締役候補者の選任に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 定款変更の目的

取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保し期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものがあります。（定款第 30 条及び定款第 40 条）

なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。また、条文の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 条～第 29 条 条文省略 (新 設)	第 1 条～第 29 条 現行どおり 第 30 条 (取締役の責任免除) <u>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、取締役会決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。</u>

<p>第30条～第38条 条文省略 (新設)</p> <p>第39条～第46条 条文省略</p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第39条 現行どおり</p> <p>第40条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、取締役会決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第41条～第48条 現行どおり</p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年7月5日(金) (予定)
定款変更の効力発生日	平成25年7月5日(金) (予定)

2. 社外取締役候補者の選任の件

(1) 社外取締役候補者の氏名

ほんだ ひろゆき
本田 浩之

(2) 選任の理由

本田氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に関して外部の視点から助言をいただくべく、上記の「定款の一部変更」が原案どおり可決されることを条件として、新たに社外取締役候補者として選任するものであります。

(3) 候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴		所有する 当社株式数
本田 浩之 (昭和 35 年 10 月 30 日生)	昭和 59 年 4 月	(株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社	なし
	平成 12 年 4 月	同社執行役員次世代事業開発担当	
	平成 15 年 4 月	同社執行役員兼(株)リクルート HR	
		マーケティング代表取締役社長	
	平成 17 年 4 月	同社取締役兼常務執行役員 51 job,	
		Inc. Director	
	平成 20 年 4 月	同社取締役兼専務執行役員	
	平成 24 年 6 月	同社顧問 (現任) (注 1)	
	平成 25 年 4 月	当社顧問 (現任) (注 2)	

(注 1) (株)リクルートホールディングス顧問については、平成 25 年 6 月に退任予定。

(注 2) 当社顧問については、平成 25 年 7 月 5 日 (金) 開催予定の臨時株主総会において、社外取締役の選任議案が承認可決された場合に退任予定。

以上